

鳥取労働局発表
令和5年11月17日(金)

担当

鳥取労働局労働基準部賃金室
室長 片山 竜次
室長補佐 市村 英二
電話 0857-29-1705

鳥取県特定（産業別）最低賃金を改定
～令和5年12月15日から順次発効～

鳥取労働局（局長 ひらかわ まさひろ 平川 雅浩）は、県内における二つの特定（産業別）最低賃金を11月15日から11月17日までの間に下記のとおり改正決定し、12月15日から順次発効します。

また、鳥取労働局では、令和5年度における中小企業に対する最低賃金引上げ支援のための「業務改善助成金」の活用について併せて周知広報に努めることとしています。

記

対象産業	時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	改正決定日 (公示日)	発効日
各種商品小売業	902	184	25.63	令和5年11月15日	令和5年12月15日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	906	47	5.47	令和5年11月17日	令和5年12月17日

引上率は小数点以下第3位を四捨五入しています。

(参考)

鳥取県最低賃金	900	46	5.39	令和5年9月5日	令和5年10月5日
---------	-----	----	------	----------	-----------

別添資料

- 別添1 年度別最低賃金改正一覧表
- 別添2 令和5年度特定最低賃金の決定・改正までの過程
- 別添3 令和5年度業務改善助成金のご案内